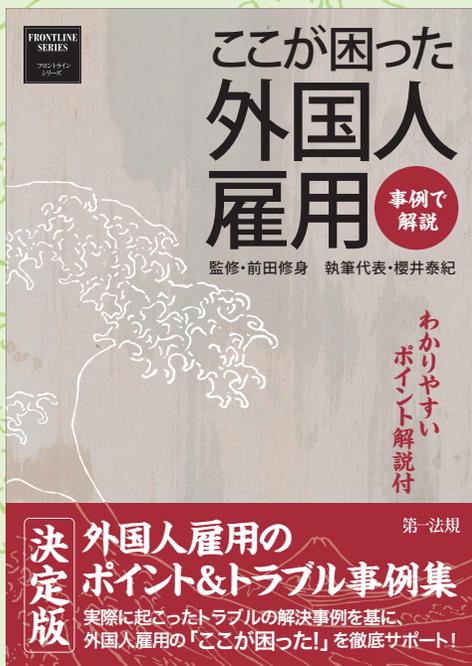


FRONTLINE
SERIES

フロントライン
シリーズ

外国人雇用の **決定版**
ポイント&トラブル事例集



ここが困った 外国人 雇用

事例で
解説

わかりやすいポイント解説付

監修・前田修身 執筆代表・櫻井泰紀

B5判・単行本・200頁

定価2,625円(本体2,500円)

本書の特徴

■ 実際のトラブル事例解決策で“ここが困った”を解決!!

80を超える「実際にあった、生きた事例」を収録、
外国人労働管理の実務ノウハウ満載!

■ わかりやすいフローチャートや図表で、“ここが困った”を解決!!

外国人従業員の採用計画策定や労務管理における注意点・流れを、
わかりやすいフローチャートや図表を用いて解説!



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

第1章 外国人雇用の総論

入国・在留許可手続の概要、申請における理由書の書き方や立証書類等を解説。

第2章 外国人雇用のトラブル事例 (35事例)

実際のトラブル事例を基に、解決方法を「事前対策」と「事後対策」に分けて解説。

第3章 テーマ別人事労務管理のチェックポイント (49事例)

外国人雇用の注意点をテーマ別に区分し、フローチャートや図表を用いて解説。

第4章 申請書記載上の注意点

「再入国許可申請書」等の手続における申請書記載上の注意点・ポイントを解説。

実際にあった
トラブル事例を掲載

テーマ40 外国人従業員の在留資格が取消しになったとき

事例データ

1. 当社で雇用している外国人従業員Aは、日本の大学を今年3月に卒業して、在留資格を「留学」から「技術」へ変更した後、当社に入社しました。
2. しかしそのころ、外国人従業員Aは大学を中退しており、変更許可の際に提出した卒業証明書が偽造文書であることが判明し、在留資格が取消されました。

ここがポイント!

1. 在留資格の取消制度を理解する。
2. どのようなときに外国人が在留資格の取消しとなるのかを理解する。

(1) 在留資格の取消し制度 (入管法22条の44)

日本に在留する外国人の中には、偽りその他の不正の手段(偽造文書もしくは虚偽文書の提出もしくは提示または虚偽の申告など、申請人である外国人がその旨の認識をもつて行う不正行為)により上陸許可等を受けた。あるいは許可を受けた在留資格に該当する活動を行わずに不法就労を行ったり、犯罪を犯すなど、公正な出入国管理を阻害する者が少なからず存在しています。このため、在留資格制度をより適切に運用するために平成16年の入管法の一部改正において、在留資格の取消し制度が創設されました(同年12月2日施行)。

(1) 在留資格の取消しとなる場合 (入管法22条の4第1項)

法務大臣は、次に掲げるいずれかの事実が判明したときは、外国人が現在に有する在留資格を取り消すことができます。

- ① 偽りその他の不正の手段により、上陸拒否事由(入管法5条1項各号)のいずれにも該当しないものとして、上陸許可の証印または許可を受けた場合
例: 変更し割等の薬物を不法に隠し持っている者が、それを所持していないと偽って上陸許可を受けた後に開腹で発見された場合
- ② 偽りその他の不正の手段により、「在留資格該当性がない」のにそれがあるとして、上陸許可の証印等を受けた場合等
例: 単純労働を行うのに「技術」の在留資格に該当するものであると申告して、上陸許可を受けた場合等
- ③ ①および②に該当するもののほか、偽りその他の不正の手段により、在留資格該当性、上陸許可基準等の許可要件に適合しているとして、上陸許可の証印等を受けた場合
例: 学歴や職歴を偽り、基準に適合するかのようにならざるに在留資格の変更許可を受けた場合

ホームページで【お試し読み】ができます!

場合(ただし、正当な理由がある場合を除く)

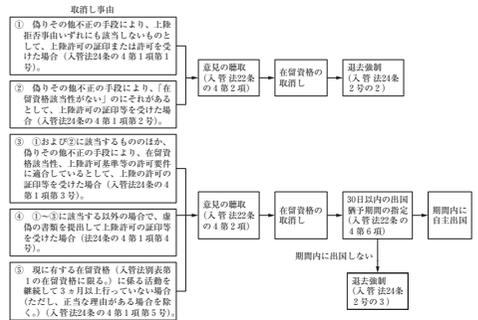
例: リストラ後、3ヵ月以上再就職先を探さずして在留活動をしていない場合

(3) 在留資格を取り消された外国人の処遇

在留資格の取消しにあたっては、事前に対象となる外国人から意見を聴取することとされています(入管法22条の4第2項)。さらに、前述(1)①または②に該当するとして在留資格を取消された場合には、ただちに退去強制の対象となりますが、③または④に該当するとして在留資格を取消された場合には、30日以内の出国猶予期間が付与され(入管法22条の4第6項)、この間に荷物の整理等の出国の準備をして、自主出国することが認められています。なお、指定された期間内に出国しなかった場合は、退去強制の対象となるほか、解雇事由の対象となります(入管法70条1項3号の2)。

なお、「具体的ケース」の事例の会社と在留資格を取り消された外国人との労働契約は、将来に向かって解消されると考えられます。

在留資格取消制度の流れ



参考

在留資格の取消しと虚偽申請

事例データのように申請人である外国人自身が虚偽を非称して在留資格の変更許可を受けた場合のように申請人自身が虚偽の申請をした場合はもちろんですが、受け機関である会社が虚偽の書類を出入国管理官に提出して、在留資格認定証明書の交付を受け、申請人がそのことを知らずに上陸許可を受けた場合も、在留資格の取消しの対象となります(入管法22条の4第1項第4号)。

また、外国人を採用する場合は、新卒者の場合は卒業証明書、途中入社の場合は退職証明書等で経歴を確認し、虚偽がある場合は卒業した学校や前会社に問合せ等することも必要でしょう。

さらに一歩踏み込んだ
内容も解説

ホームページからのお申し込みは
＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞



第一法規

検索

CLICK!